約款 新旧対照表

『sakura. io ポイント利用約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第5条	第5条(有償ポイントの不足分購入および付与) 1.(略) 2. 不足分購入の場合における超過通信料および購入ポイント数については、当社が前項に従って毎月末日締めにて算出します。当社は、利用者に対し、当月に生じた不足分購入に係る本ポイントの代金を、翌月10日までに、「sakura.ioサービス約款」に定める本サービスに係るプラットフォーム利用料およびデータストア利用料と合算して請求するものとします。利用者は、当社に対し、請求日の属する月の末日までに、「sakura.ioサービス約款」に定めるブラットフォーム利用料およびデータストア利用料の支払方法に従って支払うものとします。 3.(略)	第5条(有償ポイントの不足分購入及び付与) 1. (略) 2. 不足分購入の場合における超過通信料及び購入ポイント数については、当社が前項に従って毎月末日締めにて算出します。当社は、利用者に対し、当月に生じた不足分購入に係る本ポイントの代金を、翌月10日までに、「sakura. io サービス約款」に定める本サービスに係るブラットフォーム利用料と合算して請求するものとします。利用者は、当社に対し、請求日の属する月の末日までに、「sakura. io サービス約款」に定めるブラットフォーム利用料の支払方法に従って支払うものとします。 3. (略)	・「DataStore V2」及び「DataStore V2 AP I」の提供開始に伴い、データストア利用料 が sakura.io サービスの利用料金の必須の 構成要素ではなくなることに伴う変更で す。
附則 第 1 条	第1条(適用開始) この約款は、平成29年6月5日から適用された sakura. io ポイント利用約款を改正したものであり、基本 約款第4条に基づき、平成30年5月7日より適用されます。	第 1 条 (適用開始) この約款は、 <mark>2 0 1 8 年 5 月 7 日</mark> から適用された sakura. io ポイント利用約款を変更したものであり、基本 約款における約款の変更の規定に基づき、 <mark>2 0 2 0 年 5 月 1 2 日</mark> より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更をおこないます。